

平成27年度補正予算(案)

平成27年度補正予算は次表に定めるところによる。

1 歳入

(単位:千円)

科 目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	本年度予算額 (A+B)	説 明
負担金	50,000	0	50,000	
補助金	0	24,831	24,831	地域協働推進事業費 22,165,758円 地域公共交通調査事業費 2,666,000円
雑収入	0	0	0	
繰越金	0	3	3	繰越金
歳入合計	50,000	24,834	74,834	

2 歳出

(単位:千円)

科 目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	本年度予算額 (A+B)	説 明
謝礼	0	0	0	
旅費	0	0	0	
需用費	2,608	0	2,608	
役務費	42	0	42	
委託料	47,228	2,666	49,894	八戸地域公共交通網形成計画策定経費
使用料及び貸借料	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
負担金及び補助金	122	0	122	
予備費	0	22,168	22,168	
歳出合計	50,000	24,834	74,834	

平成27年6月5日

八戸市地域公共交通会議
会長 八戸工業大学 教授 武山 泰

平成27年度事業費財源内訳

事業の名称	事業内容	科目	全体 事業費	財源内訳			備考
				国庫	市負担金	その他	
1-1 市内幹線軸品質確保プロジェクト	(1)等間隔・共同運行チラシ・リーフレット作成経費	需用費	438	219	219	0	
	市営バスと南部バスの八戸駅線の等間隔・共同運行について、チラシ・リーフレットにより周知・広報することにより、八戸駅を利用する市民や観光客の更なる利用促進を図る。 チラシ5,000部、リーフレット15,000部(予定)						
1-2 複数交通モード連携サービス提供プロジェクト	(2)公共交通サービスの案内チラシ・リーフレット作成経費	需用費	438	219	219	0	
	鉄道・路線バス・タクシーを組み合わせ、観光地等へ出掛ける小旅行について、周知・広報するためのチラシ・リーフレットを作成する。 チラシ5,000部、リーフレット15,000部(予定)						
1-3 小規模需要対応乗合交通運行プロジェクト	(3)深夜乗合交通チラシ・リーフレット作成経費	需用費	300	149	151	0	
	深夜乗合交通の利用を促すためのチラシ・リーフレットを作成する。チラシ5,000部、リーフレット10,000部(予定)						
	(4)深夜乗合交通乗り場案内サイン制作経費	委託料	197	98	99	0	
	深夜乗合交通の乗り場を案内するサインを制作する。						
3-1 「情報ツール」利用拡大プロジェクト	(5)情報ツールラック・乗り場案内サイン制作経費	委託料	2,927	1,463	1,464	0	
	バスマップや路線別時刻表などの情報提供ツールを自由に手に取れる環境の整備や迷わず乗れる情報を提供するため、路線図と一体となったツールラックや乗り場案内サインを制作・設置する。						
	(6)H28年度版バスマップ印刷費	需用費	1,323	661	662	0	
3-2 「路線サービス」認知度向上プロジェクト	(7)市内幹線軸情報発信強化事業経費	委託料	6,964	3,482	3,482	0	
	幹線軸であるバス路線を方面別・ルート別に色分けし、バス停の表示もそれが見分けられるように整備し、バスの利便性向上を図る。また、等間隔運行情報ツールを作成する。						
4-1 路線バス運賃体系再構築プロジェクト	(8)まちバス300企画乗車券・チラシ印刷費	負担金 補助金	122	61	61	0	
	路線バス上限運賃制度の一環として実施している企画乗車券「まちバス300」の発行を支援し、初乗り運賃が上がった近距離帯の利用者離れを防止しながら、中心街の回遊性を高め、バスの利便性向上を図る。 乗車券4,000部、チラシ10,000部(予定)						
	(9)路線バスサービス情報発信業務	委託料	2,958	1,479	1,479	0	
1-4 交通ターミナル乗継機能強化プロジェクト	(10)八戸公共交通アテンダント活動経費	委託料	34,182	14,334	19,848	0	
2-2 「育てる公共交通」実践・普及プロジェクト	公共交通の乗継環境の改善と利用促進を図ることを目的として、八戸駅やバス車内、バス停にアテンダントを配置し、市民及び観光客等を対象として、目的地と移動手段をトータルで案内するとともに、公共交通の利用促進・PR活動を実施する。						
2-3 「育てる公共交通」運営体制構築プロジェクト							
2-4 公共交通「みんなでかいいぜん」プロジェクト							
八戸市地域公共交通網形成計画策定経費	(11)八戸地域公共交通網形成計画策定経費	委託料 【新規】	2,666	2,666	0	0	
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、現在の「第2次八戸市地域公共交通総合連携計画」に替えて、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築に関する内容等を盛り込んだ改正法に基づく新計画を策定する。						
予備費		予備費	22,168	0	22,165	3	
事務費	印紙代、封筒代	需用費	109	0	109	0	
	振込手数料、切手代	役務費	42	0	42	0	
総合計			74,834	24,831	50,000	3	

八戸市地域公共交通網形成計画の策定について

1. 趣旨

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（以下、「活性化再生法」という。）に伴い、現行の「第2次八戸市地域公共交通総合連携計画」（以下、「連携計画」という。）に替えて、新たに「八戸市地域公共交通網形成計画」（以下、「網形成計画」という。）を策定する。

2. 計画策定の目的

法改正の趣旨を踏まえ、これまでの「連携計画」において一部掲載している「まちづくりとの連携」や「地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築」について、改めて「網形成計画」として明確に位置づけ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的とする。

3. 策定方針

以下の方針のもと、「活性化再生法」及び「基本方針」に照らして、既存の「連携計画」で十分対応できていない内容を整理・検討しながら「網形成計画」としてまとめていく。

- (1) 「網形成計画」には、「活性化再生法」に規定する必須事項を定めるほか、コンパクトシティ化など「都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項」を定めるよう努める。また、改正法の施行に併せて変更された「基本方針」との整合を図る。
- (2) 「網形成計画」に基づいて実施される利用促進及び当該計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（計画推進事業）の活用（最大2ヵ年）を視野に入れ策定する。また、「網形成計画」の策定後、路線再編その他の地域公共交通ネットワークの再編を行う地域公共交通特定事業（地域公共交通再編事業）の活用についても視野に入れて策定する。

【網形成計画への記載事項】（法 § 5②）

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- (2) 計画の区域
- (3) 計画の目標
- (4) (3) の目標を達成するために行う事業・実施主体
※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能
- (5) 計画の達成状況の評価に関する事項（追加事項）
- (6) 計画期間
- (7) その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項









【記載に努める事項】（法 § 5③）

○都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項

【基本方針の内容】

- (1) ①まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- ③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
- ④住民の協力を含む関係者の連携
- (2) 広域性の確保
- (3) 具体的で可能な限り数値化した目標設定

4. 策定スケジュール（案）

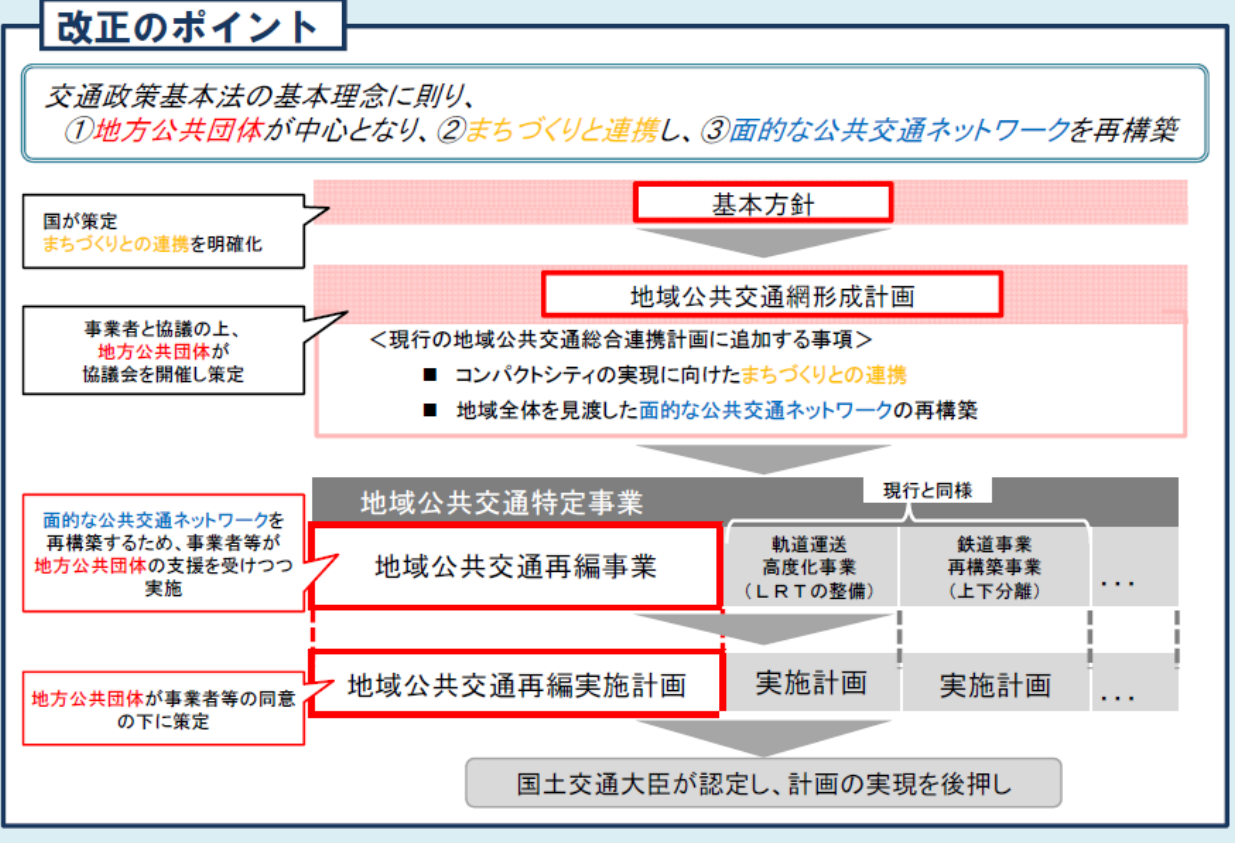
	6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
八戸市地域公共交通会議	概要説明 		中間報告 	素案提示  承認 
(仮称)八戸市地域公共交通網形成計画策定分科会	 業者選定	 地域別・路線別の特性等の調査整理	 見直し案の検討 計画とりまとめ	 意見調整

地域公共交通活性化再生法の改正

改正前の枠組み



改正のポイント





附則様式第2（日本工業規格A列4番）

東企交第21号

平成27年5月11日

八戸市地域公共交通会議
会長 八戸工業大学教授 武山 泰 殿

東北運輸局長



平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域協働推進事業に係る経過措置）交付決定通知書

平成27年4月13日付け八地交第8号で申請のあった「平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域協働推進事業に係る経過措置）」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 八戸市地域協働推進事業
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金44,331,516円	} (内訳別紙)
補助金の額	金22,165,758円	
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域協働推進事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域協働推進事業に係る経過措置) 交付決定事業

補助対象事業者名 八戸市地域公共交通会議

(単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p>(名称) 八戸市地域協働推進事業</p> <p>(内容) バス等間隔運行路線共通時刻表・路線案内チラシ・リーフレット制作による周知事業</p> <p>公共交通サービス総合案内チラシ・リーフレット等制作事業</p> <p>深夜乗合交通周知チラシ・リーフレット制作事業</p> <p>深夜乗合交通乗り場案内サイン制作事業</p> <p>公共交通アテンダント乗継案内・モビリティマネジメント事業</p> <p>ターミナル路線図・情報ツールラック</p> <p>「バスマップはちのへ」制作事業</p> <p>バス路線方面別バスルートカラーバス停整備事業</p> <p>「まちパス300」企画乗車券・チラシ制作事業</p> <p>路線バス運賃体系再構築周知・広報事業</p>	<p>着手予定日: 交付決定日以降</p> <p>完了予定日: 平成28年3月31日</p>	<p>44,331,516</p>	<p>22,165,758</p>



様式第 5 - 2 (日本工業規格 A 列 4 番)

東 企 交 第 2 2 号
平成 2 7 年 5 月 1 1 日

八戸市地域公共交通会議
会 長 武 山 泰 殿

東北運輸局長



平成 2 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業 (計画策定事業)) 交付決定通知書

平成 2 7 年 4 月 1 3 日付け八地交第 9 号で申請のあった「平成 2 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業 (計画策定事業))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年 5 月 1 1 日付け国総支第 1 3 号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業 (計画策定事業)
2. 補助対象経費及び補助金額額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金 5, 0 7 6, 0 0 0 円	} (内訳別紙)
補助金の額	金 2, 6 6 6, 0 0 0 円	
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業 (計画策定事業) の実施に関する計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第 5 - 2 別紙

平成 2 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業 (計画策定事業)) 交付決定事業

補助対象事業者名 八戸市地域公共交通会議 (単位: 円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
(名称) 地域公共交通網形 成計画策定事業 (内容) ・市内路線バスを取 り巻く地域特性等 の調査・整理 ・路線別の利用実 態・特性の調査・整 理 ・市内公共交通網の 効率的見直し案の 検討 ・地域公共交通網形 成計画の取りまと め ・協議会開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 平成 28 年 3 月 31 日	5, 076, 000 円	2, 666, 000 円